

JAから、相続や資産形成・資産運用などに役立つ
基礎知識やトピックスをお届けします。

Column
耳寄り情報

「遺言書」は円滑・円満な相続に とても役立ちます！

遺言書の概要

遺言書の作成は、自分の意思や想いを伝える最後の手段として民法により認められる行為であり、その方式は厳格に定められています。代表的な遺言書として、公正証書遺言と自筆証書遺言があげられます。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	全文、日付、氏名等を自署（財産目録はパソコン等で作成可）	公証役場で作成、証人として2名以上の立会いが必要
保管場所	自宅、貸金庫など 法務局 ※1	公証役場でデータ保存
費用	無料 ※2	財産の価額に応じた 手数料等がかかる
検 認	必要 ※3	不要

※1 自筆証書遺言書保管制度を利用する場合

※2 自筆証書遺言書保管制度を利用する場合は一定の手数料が必要（保管申請時は遺言書1通につき3,900円）

※3 自筆証書遺言書保管制度を利用する場合は不要

遺言書が有効なケースとその効果

遺言書には法的効力があり、遺言書による指定分割は、法定相続分よりも優先されるため、遺産分割協議による相続争い（争族）を防ぐことに効果的です。

例えば、「後継者に円滑に資産を承継させたい」「財産ごとに相続人を特定させたい」「相続人はいてもほとんど交流がないから身近でお世話になった人に遺産をあげたい」など、法定相続分とは異なる遺産分割

Message

相続を円滑・円満に完了させるために非常に効果的な「遺言書」ですが、具体的にどのようなものなのか、わかりにくいところもあります。

今回はそんな「遺言書」に焦点を当てて特に有効なケースやできることなど、わかりやすくご紹介します。



©よりぞう



＼ 相続の専門家がお届けします！ /

株すばるFPサポート

代表取締役

高橋 政実

Takahashi Masami

を希望する場合は、遺言書が特に有効に機能します。また、相続人の中に未成年者や認知症と診断された人がある場合も、遺言書が効果を発揮します（詳細は裏面）。

遺言書でできること

遺言書には、財産や身分に関する事項など、法的拘束力のあるものが記載できます。また、法的拘束力はありませんが、任意で記載できる事項もあります。

財産に関する事項としては、相続分の指定や遺贈（法定相続人以外に遺言とする贈与）、自治体や学校等への寄付などがあり、身分に関する事項としては、子どもの死後認知、相続人の廃除などがあります。ただし、遺言によって特定の財産を特定の人に遺すことにしても、万が一、その人が先に死亡した場合は原則として無効になりますので、このような場合に備えるには、代わりに財産を受け取る人を指定しておく「予備的遺言（補充遺言）」を追記するとよいでしょう。

法的拘束力のあるものとしては、他にも相続開始後5年以内の「遺産分割の禁止」、遺言書の内容を実行するために必要な手続きをする権限を持った人を指定できる「遺言執行者の指定」、祖先の祭祀を主宰する者を指定できる「祭祀主宰者の指定」などがあります。

また、任意で記載できる事項として代表的なものが、付言事項です。付言事項は遺言者の気持ちを伝えるもので、法的拘束力はありませんが、遺産の分け方の理由を相続人間で共有でき、感情的な争いを防ぐ効果があります。